〈研究ノート〉

# 楊惲伝にみえる『漢書』の筆法

末次 信行1

#### 要旨

『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝にある楊惲伝をとりあげる。楊惲伝はその父・楊敞の附伝として位置づけられている。『漢書』が勅選であるところから、王朝や皇帝を批判する書き方はなされていないという考えが多い。しかし、班固が何事をも直書する点は批判的要素をふくむとする説もある。この観点から楊惲伝を検討した。楊惲の名前は巻66の論賛にも叙伝(巻100下)にも記載されていないし、短評もない。にもかかわらず、楊惲伝の紙幅が巻66全体の三分の一を占め、さらには伝の本文に、楊惲が時の皇帝・宣帝を桀紂に比する内容を含み、読者側からは、楊惲の欠点を暴くとも、王朝の政治方針に対する批判とも受けとれる。読者の立場のちがいを想定し、それぞれの異なる立場に結論をゆだねる書き方がなされている。ここに、『漢書』の筆法がみられる。

キーワード:楊惲、漢書、春秋の筆法、史官、班固

#### 一、はじめに

筆者は、『史記』を体系的あるいは本格的に研究する姿勢をもつ者ではない。しかしながら、『史記』自体に馴染み、ときには難解な文言に悪戦苦闘した体験をもつ者ではある。大学の学部での講読を経て、卒業論文でも主たる史料としたので、『史記』とはすでに45年以上の付き合いになる。

2000年の秋、たまたま、ある文化講座で『史記』の刺客列伝の話をすることがあった。これがきっかけとなり、刺客列伝の作者が、司馬遷よりも、その父の司馬談の方がふさわしいとする説に加担する根拠を見いだすにいたった<sup>®</sup>。このことがあって、司馬一族に関心をもつようになった。

司馬遷の家系については、『史記』巻130太史公自序にみえ、また、研究も進んでいる<sup>®</sup>。これらによれば、司馬一族の早期の家系は事実とは考えがたいが、東周に入り、晋に行った一族が衛・趙・秦に分散、秦に移ったのが少梁に定着し司馬遷の祖先になったとされる。これ以降の系図はかなり信憑性があり、少梁司馬氏から、秦の将軍であり信憑性があり、李末には主鉄官となった司馬昌、漢初には市長となった司馬無沢、五大夫であった司馬には市長となった司馬無沢、五大夫であった司馬を経、司馬談・司馬遷父子が太史令となった、というようなことが知られている。しかし、これ

以降が不明である。

ただ、司馬遷外孫の楊惲だけが、『漢書』に伝記がみえる。外祖父・司馬遷の『太史公記(史記)』を宣布したのが、この楊惲である<sup>3</sup>。

楊惲伝は、『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝にある楊敞の附伝として位置づけられている。この楊惲伝を読んだところ、楊惲に司馬遷ゆずりの批判精神を感じたのであるが、巻66の列伝内の他の人物たちとは、その性格が全く異なっており、無理やり挿入されているかのごとき違和感、あるいは、当該列伝には相応しくない人物であると読み取れたのである。

つまり、司馬遷死後の一族に対する研究という 観点から、ここでは『漢書』の纂述自体をテーマ にすることになった、というわけである。

とりわけ、本稿は、その筆法について検討したい。

#### 二、史書の筆法

筆法とは、辞書的には、文章の作り方を指すが、 たとえば「春秋の筆法」という、筆外法というか、 言外に意味をふくませる書き方を意味する場合も ある。ここでは、そうした意味で、筆法をあつかう。

現行の春秋経文が、本来の姿、いわゆる「不修春秋」を反映しているかという視点を、棚上げしたままであるが、当時の史官、春秋時代の各国の

受理日:2017年9月8日

記録官の流儀というか、書き方などについて、史官として明確な立場が知られる者には、晋の大史であった董狐がいる。董狐の場合、「卿・大夫・士」やその立場と職責を分明するべき立場が史官である、という認識があった。これを孔子は「古の良史」と評価した<sup>®</sup>。ただ、史官としては、あくまで「筆誅」のみで、現実の刑罰権はないということである。史官としては、あくまで記録に命を懸けるという使命感だけであるが、ここに為政者からは独立性が高く、また矜持があった<sup>®</sup>。ここから当時の史官としての書き方、筆法が生まれたにちがいない。

こうした記録を使命とする史官とは別に、歴史書を編纂する場合には思想の問題となる。

ちなみに、「春秋の筆法」ということばは、「褒 貶の意を寓した書き方」の意味である。『春秋』と いう魯国の年代記に、孔子が、その思想的立場か ら、筆削し改修をくわえ、当時の乱世を正しい世 の中に戻そうとし、この年代記に記載されている 一字に褒貶を寓し、記録の端々に主張や大義を仮 託した、とされる。要するに、記載された文言に は、隠された思想なり、理想なりあるべき姿なり が潜められており、これらに基づいて批判する書 き方ということになる。文言の外に批判的内容を ふくませる書き方である。ただ、こうした筆法を 使う場合、読者に下駄を預ける、というか、読者 の読解力次第で、能力のないものには不明のまま、 能力のあるものも筆法通りに理解できるか、ある いは誤解、または曲解の虞れすらあることになる。 こうした筆法は、「史法」「義法」とも呼ばれる。

この「春秋の筆法」を継ぐものが、『史記』とされる $^{6}$ 。

内藤湖南は、『史記』の筆法について、とりわけ 司馬遷については、「明らかに儒家であって、董 仲舒の学問を相続し、春秋の微言大義によって大 著述をした」と明言する<sup>®</sup>。そして、邵晋涵の批 評を引用し、「公羊の義法を取った」とし、「司馬 遷の義法が経訓に背いて居るといふ世の説に対し て、公羊学を守つたものであるとて反対」した点は、 妥当であると湖南は評価する<sup>®</sup>。

また、方苞( $1668\sim1749$ )や章学誠( $1738\sim1801$ )やその他にも『史記』の筆法については指摘がある<sup>®</sup>。

なお、これまで指摘されなかった『史記』の筆法としては、刺客伝にみる筆法、すなわち、刺客伝の背後に五百年大変説を潜ませているとする自説を提出したことがある<sup>®</sup>。

#### 三、『漢書』の筆法

『春秋』を継ぐとされる『史記』がさまざまな筆法を駆使して、自らの思想あるいは理想を直書あるいは言外に主張するのに対し、『漢書』の筆法については、はなはだ評価が低く、内藤湖南はほとんど言及するところがない<sup>®</sup>。

#### i 『漢書』の筆法についての本田済説

こうした班固への修史姿勢評価に対して、本田 済は『漢書』を概説して「作者の何事をも直書し て諱まぬ態度」を持する人物として班固を評価する<sup>®</sup>。

本田済説にみえる『漢書』の筆法としては、つぎの例を指摘する。一つは論賛の評語と地の文の内容を齟齬させる筆法(例:京房伝)であり、また一つは叙伝と地の文の内容を齟齬させる筆法(例:李陵伝)である。

論賛・叙伝と地の文との齟齬の理由などについては、つぎのように述べる。「『漢書』の論賛に見える判断は朝廷の側に立って下したものが多い」のは、明帝の勅命を受けて章帝の時代に成ったものであり、「班固の作史はより公的な立場で、朝臣として物を見るべく要求された」ものであるとし、さらに、「論賛には忠臣をおとしめるような評語があっても、地の文には克明にその人の言辞を載せて、実際には忠臣顕彰の実を挙げている場合が多い(例:京房伝)」とする<sup>⑤</sup>。

つまり、『漢書』の筆法として、叙伝と論賛は 公的な立場(朝臣)を堅持し、肝心の地の文には、 私的な立場というか、より批判的な立場で直書す るという筆法を用いた、ということになる。この 本田説を念頭に置いて、以下に『漢書』巻66の合 伝を検討したい。

### ii 『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝の論賛と 叙伝

楊惲伝のみえる『漢書』巻66は公孫劉田王楊蔡 陳鄭伝とされ、いわゆる合伝である。この巻の末 尾に付せられた論賛は、桓寛の『塩鉄論』巻10雑 論にみえる田千秋(車丞相)評価を引用する<sup>®</sup>。

『塩鉄論』は、昭帝の始元6年(前81)における経済論争の記録をもとに、宣帝の時代(前73~前49)に桓寛によって編纂された。武帝が制定し

た塩鉄専売・均輸法・平準法の存廃をテーマとし、 時の御史大夫・桑弘羊と賢良・文学とがぶつかり 合い、侃々諤々として議論沸騰したのが、この塩 鉄会議であった。編者の桓寛の田千秋(車丞相) 評価は、つぎのように、極めて厳しいものである。

車丞相履伊呂之列、當軸處中、括囊不言、容 身而去、彼哉、彼哉、若夫丞相御史兩府之士、 不能正議以輔宰相、成同類、長同行、阿意苟合、 以説其上、斗筲之徒、何足選也。

とあり、塩鉄会議の沸騰する議論のなか、田千秋(車丞相)は、黙りを決め込み、己の保身のみに務めた、というのである。このマイナス評価をそのまま、『漢書』は論賛に引用する。この論賛を、巻66の合伝に対する総体的評論とすると、とりあげられている丞相と御史大夫の立場にあった者たちは、あたかも田千秋(車丞相)の類い、と読み取ることができる。

また、『漢書』 巻100下の叙伝には、巻66 (列伝 36) に載せられた人物に対する短評が添えられている。

葛繹内寵、屈氂王子、千秋時發、宜春舊仕、 敞義依霍庶幾云巳、弘惟政事、萬年容己、咸睡 厥誨、孰爲不子。述公孫劉田王楊蔡陳鄭傳第 三十六。

とある。つぎに、簡単な訳と補足をしておく。

「葛繹内寵」の「葛繹」とは葛繹侯・公孫賀のことで、この者の妻が武帝の衛皇后の姉にあたる(「内寵」)。

「屈氂王子」の「屈氂」とは劉屈氂のことで、この者が武帝の庶兄・中山靖王の子にあたる(「王子」)。 「千秋時發」の「千秋」とは田千秋のことで、この者が衛太子の無実を訴えて時宜にかなっていた(「時發」)。

「宜春舊仕」の「宜春」とは宜春侯・王訢のことで、 この者が久しく仕えた(「舊仕」)。

「敞義依霍庶幾云巳」の「敞」は楊敞、「義」は 蔡義のことで、いずれも霍光の言いなり(「依霍」) とされるが、そういうことであろう(「庶幾云巳」)。

「弘惟政事」の「弘」とは鄭弘のことで、ただ政 事に務めた(「惟政事」)。

「萬年容己、咸睡厥誨、孰為不子」の「萬年」とは陳萬年のことで、世に阿り、己を受け入れられるようにする処世術を心得(「容己」)、この人生訓を子である「咸」に教え論そうとしたところ、その子「咸」は居眠りをしたが(「咸睡厥誨」)、親不孝とはいえない(「孰爲不子」)。

以上、叙伝に記されている人物は、公孫賀、劉 屈氂、田千秋、王訢、楊敞、蔡義、鄭弘、陳萬年、 陳咸の9名である。

巻66の各伝によれば、公孫賀 (?~前91)、劉屈 氂 (?~前90)、田千秋 (?~前77)、王訢 (?~ 前76)、楊敞 (?~前74)、蔡義 (?~前71) の 6 名は丞相もしくは御史大夫 (副丞相格) から丞相 の経歴者であり、陳萬年 (?~前44)、鄭弘 (?~?) の 2 名は御史大夫であった。

丞相について解説すると、武帝の太初2年(前103)に、公孫賀が石慶から引きつぎ、このあと順に劉屈氂、田千秋、王訢、楊敞、蔡義に引きつがれている。これら5名が丞相を担った時代は、武帝(前140~前87在位)・昭帝(前86~前74在位)・宣帝(前72~前49在位)の治世にあたる。

公孫賀が丞相をつとめた時代は、武帝の専断政治にも陰りが生じ、華北東部一帯の農民反乱の続発などがあり(前99~)、宮廷内の陰謀などによる巫蠱の乱(前91)が起こり、長安城内で市街戦が勃発するという異常事態になり、同時に、匈奴などに対する外征にも失敗する(前91)、という時代であった。田千秋が、武帝に無実を訴えることになる衛太子は、この巫蠱の乱で自殺している。

劉屈氂も、巫蠱の乱ののち、その夫人の武帝に 対する呪詛が告発され、腰斬の刑に処せられた。

武帝の死後(前87~)は、大司馬大将軍・霍光(?~前68)の専権の時代となり、田千秋、王訢、楊敞、蔡義は、大司馬大将軍の意向を忖度しながら、丞相をつとめた。この時代には、論賛にもあった塩鉄会議(前81)、燕王旦の謀反(前80)、昭帝の後嗣をめぐり、帝位についた昌邑王賀を廃位するとともに、宣帝が擁立されるという事件(前74)などがあった。論賛が、車丞相(田千秋)に対する評論として「履伊呂之列、當軸處中、括嚢不言、容身而去」とあり、また叙伝が王訢に対して「舊仕」、楊敞・蔡義に対して「依霍」の類と評する所以である。

つぎに、御史大夫について解説すると、昭帝の元鳳元年(前80)に、燕王旦の謀反事件で誅殺された桑弘羊の後任に、王訢が就いてから、楊敞、蔡義に引きつがれ、宣帝即位のはじめ(前74)に蔡義が退き、このあとの二十数年間は、本伝とかかわりのない人物(7名)が占め、陳萬年は、宣帝の甘露3年(前51)から元帝の初元5年(前44)までの7年間、その後、また本伝とかかわりのない人物(3名)が来て、鄭弘は、元帝の永光2年(前42)から建昭2年(前37)までの5年間在任する。

ちなみに、本伝とかかわりのない人物については、各々、別に立伝されており、専伝もあれば、合伝にはいっている者もあれば、酷吏伝や循吏伝に配されている者もある<sup>®</sup>。

本伝にみえる、御史大夫にのみ就任し、丞相に ならなかったのは、陳萬年と鄭弘の2名で、宣帝 から元帝時代の御史大夫となる。

この陳萬年と鄭弘に対する叙伝の短評を参考に すると、いわゆる可もなく不可もなく、無難に勤 め上げた人物で、酷吏伝や循吏伝には該当しない し、さりとて専伝を立てるほどの人物ではない、 ということらしい。

したがって、この合伝は、王朝の政治の枢要な 地位にある丞相あるいは御史大夫経験者の伝記と いえる。陳咸はこの筋から離れ、父・陳萬年の附 伝として位置づけられる。

つまり、叙伝(巻100下)には楊惲の名はみえないし、短評もない。また、公孫劉田王楊蔡陳鄭伝(巻66)の論賛(評論)にも楊惲については何も記されてはいない。

以上、要するに、巻66の公孫劉田王楊蔡陳鄭伝には、実際には公孫賀、劉屈氂、田千秋、王訢、楊敞、楊敞に附して楊惲、蔡義、陳萬年、陳萬年に附して陳咸、鄭弘の10名の伝記が載せられている。しかしながら、叙伝ならびに論賛には、楊惲の名前も評価も皆無ということになっている。

## iii 『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝の紙幅の 割合からみた楊惲伝

これまで、本伝の論賛と叙伝にみえる人物名と それらに対する評価について取りあげた。そこで、 つぎに、形式的あるいは量的な観点から比較して みたい。

この『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝は、形式的には丞相・御史大夫の経歴者たちの合伝で、公孫賀、劉屈氂、田千秋、王訢、楊敞、蔡義、陳萬年、鄭弘の8名がこれらに該当する。楊惲、陳咸の2名は附伝であり、丞相・御史大夫の経歴者ではない。これら10名の各伝を量的側面、具体的には各伝の文字数と巻66全体の文字数との割合からみると、つぎのようになる。

巻66全体の文字数は、5831字(100%)である。 この数字は論賛(419字)と繋ぎの文言(公孫賀伝 後30字、田千秋伝後43字)を除いている。

本伝として、公孫賀伝が475字(8%)、劉屈氂

伝978字 (17%)、田千秋伝806字 (14%)、王訢伝250字 (4%)、楊敞伝278字 (5%)、蔡義伝282字 (5%)、陳萬年132字 (2%)、鄭弘伝100字 (2%)であり、8人の伝記を合わせると3301字 (57%)となる。

附伝として、楊惲伝が1853字(32%)、陳咸伝 677字(12%)であり、両者の伝記を合わせると 2530字(43%)となる。

まず気づくのは、叙伝と論賛に未載で、しかも 附伝である楊惲伝の、巻66中における紙幅の割合 が高く、全体の約三分の一に相当するという点で ある。紙幅からすれば、10名の合伝として、各人 が平均で十分の一を占めればよいところ、ほぼ三 分の一を占めるというのは、丞相・御史大夫の合 伝という、この種の列伝からすると、丞相の子と いう立場だけで立伝されたとは、考えにくく、さ らには、違和感がある。楊惲伝の内容が関連して いるらしい。

#### 四、楊惲伝概要

そこで、楊惲伝の要約をこころみたい。

楊惲伝は、楊敞伝に、その子として附せられた 伝記である。

楊惲は、字(あざな)を子幼といった。父の死後、 安平侯を継いだ兄・楊忠によって郎官となり(任 子令)、常侍騎に補せられた。

楊惲の母は、司馬遷の女(むすめ)で、(事情は 分からないが)「後母」がいる。

楊惲は外祖父・司馬遷の『太史公記(史記)』を 読むとともに、『春秋』に精通し(「頗爲春秋」)、 才能を誉め称えられた。「英俊諸儒」と交際し、朝 廷でも有名となる。抜擢されて左曹(奏事を司る) となった。

霍氏の謀反鎮圧に功績があり、諸侯に封ぜられ、 平通侯となった。また、中郎将(宿衛官の長)に 昇進した。

中郎将として郎官の休暇や勤務評価などの制度 的改革を施行し、実をあげた。抜擢されて諸吏光 禄勲(光禄勲は九卿の一、宮殿の門の守備)に昇 進し、宣帝の側近として重用される立場となった。

宗族における楊惲の評価は「輕財好義」とされる。 父や後母からの遺産や大枚を宗族などに、惜し気 もなく分与した。

殿中における楊惲の評判は「廉潔無私」「公平」 との称賛に対し、自らその節行と政治的能力を誇 り、「性刻害」「好發人陰伏」という性格から、同 じ位の者で自分に逆らう者があると、必ず報復し、 自身の能力をみせつけた。こうした性格から、朝 廷で怨みを買うことが多かった。このことが、失 脚の原因となった。

当時、太僕(九卿の一、朝廷の車馬の管理)として戴長楽が、楊惲と同格の大臣として居た。この戴長楽は、宣帝が民間にいるころからの知り合いということで抜擢された人物であったが、この者が、ある人から「非所宣言(言うべからざることを言うた)」として、上書され告発され、この件が廷尉に下り、そこで審議されるところとなった。

戴長楽は、楊惲の仕業にちがいないと考えて、(仕返しとして)楊惲の罪を上書した。都合6件を告発した。(この内、罪状の明白なA~Dの4件を次にとりあげる)

A 楊惲のことばとして、「以前、車馬が暴走して殿門に衝突し、門関が折れ、馬が死んだことがあった。このあと、昭帝が崩じた。今、また、北掖門に車馬が突入した。これは『天時』であり人力ではない」と、富平侯・張延寿に語った。(この件、要するに、今上(宣帝)の崩じる前兆があった、と楊惲が語ったということである。)

B 西閣には、尭・舜・禹・湯などの昔の聖人や 桀・紂などの暴君の壁画があるが、このうち桀・ 紂の画を、楊惲が指さして「天子過此、一二問其 過、可以得師矣」と楽昌侯・王武に語った。(この件、 要するに今上(宣帝)は、桀紂の失政を参考にす べし、というわけである。宣帝の政治に対する批 判であること、明白である。)

C 降伏した匈奴の者が、単于は殺されたといった。これを聞いた楊惲は、つぎのような話をした。「不肖の君主は、大臣が善策を提案しても採用せず、やがて君主自身の身の置きどころが無くなる」とし、さらに「秦が大臣を親任しておれば、今も存続していた」と述べる。この話について、上書した戴長楽は、楊惲が亡国・秦の例を引いて、当世(宣帝の世)を誹謗するもので、人臣の礼無き者と論断する。(楊一族は秦の出であるから、この楊惲のことばは、漢が王朝として興らなかった可能性を意味することになる。)

D 楊惲が、天子(宣帝)の崩御を暗示することばを直接、戴長楽に対して吐いたとして、「悖逆絶理」であると訴える。

AからDと他2件の、これらの告発内容が、廷尉に下され、審議されるところとなり、結論として、

「大逆不道」の判決があった。

宣帝は、この判決を聞いたが、楊惲に誅罰を加 えるに忍びず、楊惲・戴長楽両名ともに免官し、 庶人とする詔を下した。

楊惲は、爵位を失ったあと、「家居治産業、起室 宅、以財自娯(庶人として生産業や商業に精を出 し、邸宅を建て、楽しくくらす)」という生活をした。 この楊惲の生き方に対して、友人で安定太守の孫 会宗は、書信を送り忠告した。(要するに、孫会宗は、 楊惲が官界に復帰する意志のあることを想定して、 諌言したわけである。)

この孫会宗の書信に対して、楊惲は、つぎのように応じた。再び「上流之人」として、卿大夫として宮仕えするつもりは毛頭なく、「下流之人」として、農夫として財利を求める生活を選ぶ旨の返信をした。

この返信と同様の主旨を、甥の安平侯・楊譚に 語っている。楊惲の友人であった蓋寛饒・韓延寿 の両名は、官吏として尽力したにもかかわらず、 誅殺されたところから、「縣官不足爲盡力」と語っ たのである。

たまたま日食があった。騶馬猥佐であった成なる者が、上書して告発した。この日食の災いは楊 惲が原因である、と。

成なる者の上書の件は、廷尉で案験された。先の孫会宗への返書も入手、勘案されたうえで、「大逆無道」に当たるとされ、楊惲は要斬(腰斬)の刑に処せられ、妻子は酒泉郡へ流罪となった。

事件後、告発した成なる者は郎官に出世し、楊 惲と親交のあった未央衛尉・韋玄成、京兆尹・張 敞および孫会宗などなどが、いずれも免官となった。 以上が楊惲伝の要約である。

### 五、おわりに

楊惲は、当時の朝廷において称賛されるべき才能があり、霍氏謀反鎮圧に功績があり、官吏に関する制度的改革を実施しうる実力者といえる。この点では、巻66の合伝に列せられた丞相・御史大夫たちとは、タイプを別にする。

また、楊惲は『太史公記(史記)』を熟読するとともに、『春秋』に精通しており、批判的観点ももっていた。こうした精神から、今上(宣帝)を蔑ろにし、さらには今上をば桀紂に比するとも解せられても致し方のない言行があった。「大逆不道」による処刑が、一旦は、宣帝の詔によって庶人に貶められ

たものの、命は全うできた。しかし、そののち二度とふたたび官界に復帰する意志が楊惲にはないこと、「縣官(宮仕え)」に対する不信感を口外したことなどが「大逆不道」の罪とされ、要斬(腰斬)の刑に処せられた。

このように、楊惲伝を読みすすめると、班固が「作者の何事をも直書して諱まぬ態度」を持する人物としてだけではなく、紙幅の増減や韜晦術のごとき筆法が勅選を命じられた『漢書』にも感ぜられる。形式の枠内に、異なる内容を挿入する手法がみられるのである。

班固が楊惲に対して同情心を抱いたか、あるいは逆に王朝(宣帝)側に立って、楊惲の瑕疵を暴いたか、いずれかは不明である。しかしながら、元帝紀(『漢書』巻9)に、元帝が太子のときのこととして、

(太子) 見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下、大 臣楊惲蓋寛饒等坐刺譏辭語爲罪而誅。嘗侍燕從 容言、陛下持刑太深、宜用儒生。

とあり、宣帝の楊惲等誅殺に対して、太子の諌言 がみえる。この記載のみ見れば、太子に左袒する かと、推定されるが、このすぐあとに、

宣帝作色曰、漢家自有制度、本以覇王道雜之 …(宣帝) 歎曰、亂我家者、太子也 とあり、宣帝の統治術についても、同時に載せて いる。

ただ、楊惲伝の場合、巻66の論賛と叙伝に楊惲の名前をまったく掲げないこと、つまり、形式上は「虚」とし、公的には無視する形をとるが、地の文では楊惲を存分に描き切っており、「実」を与えていることを勘案すると、班固は楊惲に同情的な立場で執筆したと解したい。

なお、『漢書』が世に出てから、ほぼ千年後に編纂された『資治通鑑』巻27宣帝五鳳四年(前54)の項に楊惲伝と同様の内容の記載のあとの、司馬光の意見として、

臣光曰、以孝宣之明、魏相、丙吉為丞相、于 定國爲廷尉、而趙、蓋、韓、楊之死皆不厭衆心、 其爲善政之累大矣。…若廣漢、延壽之治民、可 不謂能乎。寬饒、惲之剛直、可不謂賢乎。然則 雖有死罪、猶將宥之、況罪不足以死乎。

とあり、司馬光は、その政治的立場から宣帝の政治手法を批判的にみるが、これは班固の書きぶりがあってのことにちがいない<sup>®</sup>。

- ① 『史記』巻86刺客列伝の作者問題については、富谷至ほか編『中国人物列伝』(恒星出版、2002年)に「テロリストたち」のテーマで一般向けに書き、研究論文として「司馬談作『刺客列伝』考」(『金蘭国文』第8号、2004年)で詳論した。
- ② 佐藤武敏『司馬遷の研究』(汲古書院、1997年) 「第1章、司馬遷の家系」参照。
- ③ 『漢書』巻62司馬遷伝に「遷既死後、其書稍出。 宣帝時、遷外孫平通侯楊惲祖述其書、遂宣布焉」 とあり、さらに続けて「至王莽時、求封遷後 爲史通子」とあるが、「史通子」の詳細は不明 である。
- ④ 『春秋左氏伝』宣公2年(前607年)の伝に「孔 子曰、董狐古之良史也。書法不隠」とある。
- ⑤ 『春秋左氏伝』襄公25年(前548年)の伝にみ える斉の大史の兄弟ならびに南史のはなし参 照。また、『礼記』檀弓に、衛の献公(在位前 576~前559)が大史・柳荘を称して「非寡人 之臣、社稷之臣也」とする。
- ⑥ 『史記』巻130太史公自序に「太史公曰、先人有言、自周公卒五百歳而有孔子。孔子卒後至於今五百歳。有能紹明世、正易傳、繼春秋、本詩書禮樂之際。意在斯乎。意在斯乎。小子何敢讓焉」とある。
- (7) 『内藤湖南全集』(筑摩書房、1969年) 第11巻 109~112頁。初出は内藤湖南『支那史学史』(弘文堂、1949年) である。なお、父・司馬談は「道家的の人」とし、この「司馬談の計画」と「董仲舒の思想」が、大著述である『史記』に先だつものであったとする(同、第11巻107頁)。
- ⑧ この邵晋涵(1743~96)の史記提要(「四庫全書提要分纂稟」『紹興先正遺書』四集之一)に「其義則取諸公羊春秋、辨文家質家之同異、論定人物、多寓文與而實不與之意。皆公羊氏之法也」とある。
- 3 諸説については、宮崎市定(1901~1995)『宮崎市定全集』第5巻(岩波書店、1991年)所収の「史記を語る」他、貝塚茂樹(1904~1987)『貝塚茂樹著作集』第7巻(中央公論社、1977年)所収の「史記」他、岡崎文夫(1888~1950)『支那史学思想の発達』(岩波書店、岩波講座・東洋思潮、1934年)などにみえる。
- ⑩ 前掲①末次信行「テロリストたち」、また末次 信行「司馬談作『刺客列伝』考」参照。

了

註

- ① 前掲『支那史学史』「六、漢書」(『内藤湖南全集』 第11巻)。また、この内藤湖南の「漢書」の説 明に対し、岡崎文夫は「精密規定」を望んで おり(岡崎文夫「(書評) 内藤虎次郎『支那史 学史』」(『史学雑誌』59-1、1950年)、さらに、『漢 書』については『支那史学思想の発達』(前掲⑨) の「史記と漢書(史学体例の樹立)」に詳しいが、 「(班固が)何故に修史の事業に最も力を注い だかの点は全く不明」と述べ、班固が『漢書』 を著述した動機に疑問を呈している(同59頁)。
- ② 本田済編訳『漢書・後漢書・三国史列伝選』 429頁(平凡社、1973年)。
- ③ 同上『漢書·後漢書·三国史列伝選』430頁。
- 4 桓寛『塩鉄論』については、佐藤武敏『塩鉄 論-漢代の経済論争』(平凡社、東洋文庫167、 1970年)参照。
- (5) 桑弘羊以降鄭弘までで、『漢書』巻66公孫劉田王楊蔡陳鄭伝に入っていない人物には、田広明(巻90酷吏伝)、魏相(巻74魏相丙吉伝)、丙吉(巻74魏相丙吉伝)、蕭望之(巻78蕭望之伝)、黄覇(巻89循吏伝)、杜延年(巻60杜周伝)、于定国(巻71馬疏于薛平彭伝)、貢禹(巻72王貢両龔鮑伝)、薛広徳(巻71馬疏于薛平彭伝)、韋玄成(巻73韋賢伝)がある。
- (6) 司馬光が、楊惲と同列に、死を悼む者には、趙広漢(巻76)、韓延寿(巻76)、蓋寛饒(巻77)がいる。彼らについて、班固は叙伝もしくは各巻末の論賛では批判的評語を述べる。しかし、いずれも各伝の地の文では、彼らの行政なり、施策なりが、「衆」や「吏民」の支持を得ていたことを述べてもいる。